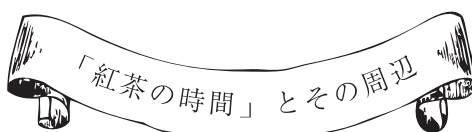


きもちは、 言葉を さがしている



第 22 話

水野 スウ

人間かまくら

2015年5月から審議されていた安全保障関連法案が、9月19日未明に国会で可決されました。その日、私はけんぼうのおはなし出前で宝塚に行っていて、朝一番に出前先の若いお母さんからそのことを聴きました。

その2日前は、参議院平和安全法制特別委員会で法案が強行採決される場面を、宿泊先ホテルの深夜のテレビで見っていました。

あの瞬間いったい何がおこったのか、まったくわけわからず。後に明らかになったこと。いったん不信任案を出された鴻池委員長が部屋にもどって席につき、民主党の福山議員が委員長席に近づいたとたん、同じ室内にいた、委員会の委員ではない(!)自民・公明の議員たちが、一斉に委員長席に走り、その勢いで福山さんはふっとぼされ、彼らはあっという間に「人間かまくら」をつくってそこに委員長を囲い込み、マイクもない中

で、次々に法案を読み上げては可決していくという、何とまあ、むちゃくちゃな事態があつて起きていたのです。

新しいpeople

これに限らず、数さえあればなんだってできる、の前例を、安倍政権は矢継ぎ早に積み上げていっています。このやり方、決して民主主義じゃありません。主権者の私たち一人ひとりが本気で民主主義してないと、「民主主義」って簡単にこわされてしまうものなんだ、ということを安倍さんはなんとわかりやすく私たちに知らしめてくれていることだろう。

それでも、というべきか、だから、というべきか、これまで空気みたいに実感しにくかった「みんしゅしゅぎ」や「りっけんしゅぎ」が、にわかにな身近なものとなり、「しゅけんざいみん」の民、って、ほかならぬ、わたし／あなたのことだったん

だね！と気づいた「新しいひと」たちが、この夏から秋にかけて、日本全国に数えきれないほど誕生しました。

SEALDsに代表される、若い人たちの蒔いた種は、ティーンズ、ママたち、ミドルズ、オールズ、と自らを呼ぶ人たちの勇気につながり、国会前や路上で、自分の意見を表明するようになった憲法学者やさまざまな分野の研究者や大学の先生たちもあられ、そういった行動のすべてが、やがて、どここの所属と一つの呼び名でくくることのできない、全国各地の個人一人ひとりの勇気にもつながっていきました。そんな人たちが、法案成立後の今もちろん、まだまだ生まれているのを感じます。

それは、突然変異なんかじゃない。3.11後の、政治への大きな不信。原発再稼働反対のデモ。原発震災でないがしろにされたままの、被災した人たちが幸せに生きる権利をとりもどすためのたたかい。沖縄の人たちの民意と人権をふみにじる辺野古基地建設への、反対の意思表示、オール沖縄で勝ち取った、翁長県知事の誕生、などなど。

おかしいことに対しておかしい、と声をあげることに、自分の意見を路上でスピーチすること。そういった多くの人たちの、目にみえる実際の行動が、戦後初めてとっていいくらいの、民主主義の芽が育つ土壌を、この数年間ずっと耕し続けてくれていたのです。

それはまさしく、人々のちから。そもそも、デモクラシーって、デモス（民衆）とクラトス（権力）、文字通り、people's power、なのでした。

その言葉を、今年は幾度となく思い起こしていました。戦後70年経ったこの夏。そのバトンが力強く引き継がれていっていることを、目のあたりにするたびに。

そのもとをさらにたどれば、68年前に新しい憲法ができて、この国の私たちは、戦争のない

「平和のうちに生存する権利」や、世界と国民にむけて約束した戦争放棄の9条や、「すべて国民は、個人として尊重され」、しあわせを求めて自分らしく生きる権利の13条を持っている、と知った人々が、このユニークな憲法を、それゆえかえてしまおうとする勢力に抗い続けた、そのおかげなのだとも思います。

peaceのpiece

わたしたちが自由にも言う権利も、基本的人権も、憲法に書いてあるからって、「わたし」が何もしないでいいわけじゃない。権力に憲法を守らせるためには、一般peopleのわたしたちが、日々、不断の努力の「12条する」ことが欠かせない。

その意味でも、「13条のうた」のCDブックをつくった2年前、憲法をもう一度読み直して、そうか、そうだったかと、12条の存在にあらためて気づけたことは、私にとってとても大きなことでした。

出前けんぼうかふえの先々でも、かならずこの話をしています。なるほど！ 12条にはそういう意味があったのか、と新鮮にうけとめてくれる方が、どの出前先にもかならずいます。意外や、若い弁護士さんや新聞記者さんからも、そう言われましたから。

個々のする12条は、おそらくささやかなものでしょう。でもどんなに小さくたって、それはたしかなpeaceのpiece、平和のひとかけらであることには違いない。

“I am a piece of peace.” “We all are the pieces of peace.”という自覚が、ごく当たり前の暮らしの一部に、どうかなっていきますように。その願いをこめて私はいつも語っています。

出前けんぼうかふえ

前号に少し予告編をかいた憲法の本、娘との協

働作業でつくった「わたしとあなたの・けんぽうBOOK」は、安保国会真っ最中の8月末にできあがりました。なんとしても法案可決前に出したいと思っていたので、いわばメ切寸前の完成です。この秋は、その本をかかえて、あちこちの出前けんぽうかふえに出かけています。

法案は通ってしまったけど、だからこそ今、憲法を知りたい、学びたい、知らなきゃ。そういった熱い想いが、大波小波となって私のもとに届くからです。

多くの学者さんが安保法制は憲法違反だと言ってるけど、そもそも憲法って何なのか、法律とどう違うのか、そのあたりがわからないと、どこがどう違反なのかさっぱりわからない。とはいえ、今さらもうそんなこと訊くに訊けなくて、よけいに頭ん中モヤモヤ、胸のうちザワザワが倍増してる。

そんな気持ちでいる、特に若いママたちの場に、憲法きほんのきを手渡しで配達する感じで出前に行くのです。いったんその基本がわかると、今の政権が、憲法に照らしてどれほどおかしいかしているかも見えてきて、みなさん、少しはすっきりするみたいです。

大文字ではじまるConstitution

私の届けるけんぽうかふえ、たとえばこんな感じですよ。

憲法はなんのためにあるのか、といえば――。

我れこそが法なり、と自分で好き勝手な法律をつくり、国を動かし、力で民を支配していた王様がいたとします。民衆がその王を倒して新しい国を設立=constituteする時には、国の構造=constitution(かたち、しくみ)を説明するあらたな文書が必要となります。それが、大文字のCではじまるConstitution、日本語で、憲法。つまり、この文書の書き手は、以前の王ではなくて、人々。その憲法によってしぼられるのは、権力の側にい

る人たち。そういう憲法にのっって国を運営していくことが、すなわち立憲主義。

または、こんな説明も。

憲法とは、「政府がやるべきこととやってはいけないことを、わたしたちが決めた、国のおおもとのきまり」(「絵本・戦争のつくりかた」より)であり、「人々の自由や権利の実現のために、国家権力を拘束する法」(三省堂の「新六法全書」の水島朝穂さんの解説より)であって、これを守るべき人は、私のような一般peopleは持っていない権力を持ち、国家を運営していく仕事を国民から託された、総理大臣や国会議員や裁判官や公務員、といった人たち(この中には天皇も含まれる)、と定められているということ。

英語のConstitutionには、設立、とか、構造、といったもとの意味が含まれているのでわかりやすいけど、日本語の「憲法」の二文字には、どちらも昔々に中国から入ってきた刑法を想像する「憲」と「法」の固いイメージがあるため、もう漢字を見ただけで、なんとなく私たちが縛られているような印象を持ちちゃうのも、うなづける。

そのせいでしょうか、この憲法を守らなきゃいけないのは誰?とお尋ねすると、私たち国民の側、と思いこんでいる人が今も少なくありません。ここんこの出発点が違ったら、憲法違反しているのが誰なのかもやっぱりわからなくなりますよね。

三角の仕組み

国家権力を一カ所に集中させないため、その力を分散する仕組みが、三権分立の三角形。立法と司法と行政。それを実際におこなうのはどこ?

私たちが選挙で代表を選んだ国会議員からなる国会が立法の場、法律をつくる場所。ただし、憲法は法律の上に位置していて、国会でつくられる法律は、憲法を越えることはできません。憲法に違反する法律は、その効力を持たない、と憲法

に定められています。

行政をおこなうところが、内閣。司法をおこなうところが、裁判所。権力は憲法を守る義務を負い、国民は法律に従う義務があります。

では、この三角形の中で一番えらいのは、どこでしょう？

この問いに、つい先日の出前先では、「内閣」という声が返ってきました。う～ん、さもありなん。安倍さんのしていることを見る限り、まるでそうとしか思えないものね。

国会にはかることなく、内閣だけで、国の大事なことを次々きめていっちゃう安倍政権。集団的自衛権行使容認も、武器輸出禁止三原則をとりはらって、防衛装備移転三原則にかえたことも、安保法制も、国会に諮らず「閣議決定」で出してきたのですから、そう思っちゃっても不思議じゃない。ましてや、安保法制は国会に出された後も、主権者である国民に対して少しもていねいな説明はされませんでしたし、っていうか、いまだされていませんし。

このことだけでも、「国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である」と憲法に定められたことを、安倍さんがいかに軽んじてるか、っていう何よりの証拠です。

その上、いつでもどこでも自衛隊が米軍とともに共同行動ができるようにする、つまりは自衛隊が軍隊になる、という法律の安保法制を無理やり通したのですから、どこから見ても、これまでずっと専守防衛を掲げてきた9条に、ばっちり違反しています。憲法を守らなきゃいけない総理大臣が率先して、主権者である国民の、大きな反対の声を無視して、憲法違反の法律をつくっているのです。

って、このあたりのことが整理されると、安倍さんがいかに、憲法も立憲主義も主権在民もないがしろにした政治を行っているか、だいたいわかっていただけるみたいです。

13条こそが核心

私の出前けんぼうかふえで、決してはずすことのできないところ。それが「国民は、すべて個人として尊重される」という文言ではじまる憲法13条です。

それぞれに違う個性をもった一人一人が、大切にされる、その人らしく生き、しあわせを追い求める権利がある、と個人の尊厳をうたうこの13条こそが、日本国憲法の核心です、と今は確信をもって語っています。そう言えるようになるまでには、何年間かの前段階がありました。

7年前、母娘でつくった冊子「ほめ言葉のシャワー」のコラムに、「あなたの存在は、ほかの誰ともとりかえることができません」と書いたのは娘でした。6年前、その言葉がそのまま、憲法13条の理念と見事に重なっている、と発見したのも娘でした。

それについては、このマガジン連載の中で何度も書いてきたけれど、けんぼうかふえで13条のことを語れば語るほど、その時の娘の発見がいかに重要な意味をもっていたか、いっそう深く実感するようになりました。

戦前の日本で権力があのように暴走して、とてつもない犠牲を多くの国民に強いたこと。あの当時、大切なのは一人ひとりのいのちじゃなくて、神とされた天皇であり、国家であり、公（おおやけ）でした。個人に人権というものがある、なんて意識、持つてはならない時代。それはもちろん、権力にとってつごうのよいこと、命令一つで国民を従わせることができましたから。

そういう時代があったからこそ、戦後生まれの憲法では、同志社大学の総長さんがこの春の卒業式祝辞でのべられたスピーチの言葉をお借りするなら、「国や社会でもっとも尊重すべきものは、一人ひとりの個人であり、国や社会は、何にも

勝って、個人の自由な考え方や生き方を大切に扱い、尊重しなければならないという原則」にのっとり、それまでの「天皇中心主義の国や社会のありかたを180度転換させて、すべて国民は個人として尊重される、という憲法13条を、憲法の根幹を示すものとして規定した」のです。

憲法って、私の味方

それにしても、まだまだ今ほどは憲法論議が盛んでなかった6年前に、娘がよくぞ13条の真価に気づけたものだ、と今更ながら思います。

「ほめ言葉のシャワーから平和へ」という題で親子で話してほしい、と頼まれた時、話のテーマが平和、というなら、そのヒントがもしかすると憲法の中にあるかもしれない。娘がそう思ったこと自体、この国が他国に対して、少なくとも60数年間、主体的には一度も戦争をしてこなかった、そういう時代のこの国に彼女が生まれ育ったこと、おそらく無関係ではないでしょう。

ともあれ、自分の話のヒントを見つけたくて憲法をはじめのページからめくっていった娘は、「すべて国民は、個人として尊重される」と書かれた13条を読んだ瞬間、「あ、憲法って、権力の味方じゃなくて、私の味方なんだ！」と感じたのだそうです。その直感がどこからきたのか、私にとってずっと謎だったけれど、つい最近になって、その謎が解けはじめています。

時代の空気

当時の娘は、どこかに勤めるとかバイトするとかは一切せずに、手作業で本をつくることだけを、はたしてそれを仕事と呼べるかどうかもわからないまま数年間、一人で細々と続けていました。

そんな細々暮らしの中でともすれば、ああ、自分なんて何一つ社会の役にたっていないなあ、国内総生産のGDPをあげるのにも全く貢献してい

ない、なんて情けない存在なんだろう、と、企業勤めしている同級生たちと自分をくらべて、うしろめたく感じるような時期が長く続いていたそうです。

娘のこういった感じ方は、頭のつくりの丸い私とまるで違う、きまじめで四角い頭の彼女ならではの感覚でもあったろうし、それにくわえて、当時の社会の気分というものからも、多分に影響を受けていたのだらうと思います。

あのころ、世間って一体どんな感じだったっけね、と最近、親子で語りあっていた時、次々に思い浮かぶ、当時の空気をあらわす言葉がいくつもありました。

時は、小泉政権から安倍政権にまたがる時代。

新自由主義とか成果主義とか、勝ち組／負け組、負け犬、自己責任、といった言葉を、流行り言葉のようにしょっちゅう耳にしました。小泉政権で労働者派遣法の規制がゆるめられ改悪され、非正規で働く人たちが大量にふえていったころです（派遣法は安倍政権でさらに改悪されて、非正規で働く人の多くが、いつまでたっても正社員になれない仕組みができあがってしまいました）。

あの当時よく言われたこと。正社員になれないのは、お前がちゃんと努力しなかったせいだ。それは自業自得で、自己責任だ。そんな非難めいた言葉がたびたび聞かれました。

結果や数字を出さないものに価値はない、といった、目にみえるdo的な価値観だけであたかもその人のすべてが計られるような風潮。一方、その人が「存在する」、そこにいてくれる、という意味でのbe的な価値観は、無視されるか、軽んじられて当たり前、という社会の空気、時代の気分が蔓延していました（その空気は今もこの社会を覆っているように思います）。

13条の意味

そういうものに、多くの若い人たちが呑み込まれていったように、娘もまた、そんな時代の気分を反映していたところが少なからずあったこと、やがて薄うす、彼女自身が気づきはじめた。ちょうどそんなころ具合でいた彼女が、6年前のあの時、憲法13条に出逢ったのです。

そうだったのか！ 憲法って、私の味方だったんだ！ どんな人も、無条件で、個人として尊重される、憲法にそうはっきりと書いてある。ということは、私は私を大切に、と書いていいし、自分らしく生きたいと願っていいし、しあわせを追い求めて生きていっていい、ということじゃないのかな。それは同時に、あなたやあの人、あの子、といった、ほかの人たちの大切さもないがしろにしないってこと。その大切さは行ったり来たり、ってことなんだ。

なぜこんなことを憲法にわざわざ書き込んだんだろ。それは、個人を尊重する、とか、どの人にもおかしならない人権というものがある、といった考えが戦前の憲法にはなくて、結局はそのことが権力の暴走をとめられないことにつながっていった。自分も他者も、大切にしたい、認めあうこと、それなしに、平和って成り立たないものなんだ——娘は、13条をそんなふうに関心を持って感じとったのでした。

そもそも憲法が、とりわけ13条が、何のためにあるのだったか、それを今一度、考えてみると。

一人ひとりの基本的人権がきちんと守られるように、個人の自由や権利が奪われることのないように、権力を拘束するためにこそ、それはあるのです。戦前はあまりにも、一人ひとりのいのちや自由や人権が粗末にされ、奪われていた。その深い反省から、個人の尊厳という、これまでの憲法にはなかった価値観を、新憲法に書き込んだのです。

だとするならば、一人一人が、自分をかけがえない大切な存在と思い、しあわせになろうと願っ

て生きることは、同時に、権力に好き勝手なことをそうやすやすとはさせないぞ、という、権力の横暴に対して抗う力になる、そういうことでもあるはずですよ。

逆に、自分なんて何の価値もない存在だ、と多くの人が自己否定してしまう社会は、国家に国民をわざわざコントロールしやすくすること、権力にとってつごうのいいことです。ごく一部の人がいい思いをし、富む者と貧しい者との格差がより深刻にひろがる社会構造は、そのためにこそ、周到に、意図的に、何年もかけてつくりだされているのではないのか、と思うほどに。

すばらしい国？

娘の直感による、13条の発見由来を探りたくて、親子で何度か対話するうち、はからずもこんな地点にたどり着きました。これって私にとっては大きな意味のある、コペルニクスの発見です。

そんな目で今、この国を眺めた時、一人ひとりの自己肯定感や自尊感情の低い傾向がまだまだずっと続く中で、それと裏腹に、日本ってすばらしい国だ！とか、日本人ってすご〜い！的なテレビ番組のやたら多いことが、とても気にかかります。

自分に自信が持てなくなっているんだよ、そのかわり、このすばらしい国に誇りを持ってほしいじゃないか、国のために、国民や国土を守るために、がんばったり尽くしたり。そうやって国の役にたつ国民になりさえすれば、その誇りも共有できるんだしね、といった誘導が、メディアを通じて知らず知らず、人々の心に深くはいりこんでいるような気がしてなりません。自衛隊への勧誘はそれがもっともあからさまなかたちになって出ているからわかりやすいけど、テレビ番組はもっと巧妙につくられていますから。

その意味で、「ほめ言葉のシャワーから平和へ」というテーマには、6年前に私が思っていた以上

に深いものがあったことを、今、強く実感します。

「紅茶の時間」で私が常日ごろ心がけている、相手のいいところを言葉にして相手に伝える、という何げない行為も、「あなた」の存在はほかの誰ともとりかえがきかないんだよ、と言い続けることも、「あなた」の大切な人権を権力から守るための、おおげさにいえば、ささやかな防波堤みたいなものかもしれないのです。一人ひとりの大切さが尊重されない社会の中では、いっそう簡単に、権力の暴走を許してしまえること、これまでの歴史がはっきり教えてくれているのだから、なおさら、その防波堤が今の時代には必要なのだと思います。

ママたちとのけんぼうかふえ

つい先ごろ、金沢の若いママたちが小さなけんぼうかふえをひらいてくれました。今回のマガジンに書いたような、憲法きほんのきをまず伝えてから、13条と12条はコインの裏表のようなもので、自分の自由を守り、しあわせになるために生きる13条の実現のためには、一人ひとりが自分の12条をするってことがかせないよね、といった話をしました。

おはなし会の最後にいつもする「単語な感想」は、今日ここにきて、お土産に持ち帰りたい言葉、つまりこれだけは忘れないぞ、と思う単語を、折り紙に書いてもらって発表する、というシェアリングのワークです。何人かの人から、13条や12条のこと、今日始めて知った、と聴くと、よかった、語りにきた甲斐があるよって、思えます。

みなさんの単語な感想の中から、いくつかおすそわけを。

- ・自分の自由を守る。守りたいから不断の努力をする。
- ・自分も、peaceのひとかけらになる。
- ・大切さが行ったり来たり、というのが心に

響いた。

・小学校の時の先生がっていた「不断の努力」っていう校訓が、これだったんだ、8歳の時に聴いて覚えていたこの言葉、それが今日はじめてつながった！

・13条と12条を持ってかえって、近所の子どもたちに、言われてうれしい言葉を、ほめ言葉のシャワーを、いっぱいかけてあげよう。(これは、子どもたちのために駄菓子屋さんをオープンしたおばちゃん言葉)

・積極的平和主義の英訳にでてくる「proactive」という言葉は、戦略用語で「先制攻撃」って意味だったんだ。(安倍さんのいう積極的平和主義と、積極的平和という言葉の生みの親の、ガルトゥングさんの意味するところとは違う、と説明したことから)

・草案の98条と99条、今どきのように、今後どのように、なにかをもっと調べよう。(来夏の参院選のあと、安倍さんが出そうとしている自民党改憲草案の中の、新設「緊急事態条項」のこと)

おしまい、この会を企画してくれたママがこう語りました。

「安保法制に対して、名前も顔もだして行動する、そのことへの恐怖がはじめはものすごくあったけれど、ある時を境に、それが不思議なくらい、消えていった。だって私には、憲法があるじゃない！って思えてから、その怖れがすーっとなくなっていったんです」

このママにそう思わせてくれる憲法がこれからも私たちを守ってくれる憲法であるために、これを変な方向に変えさせちゃいけない！といっそう思えた、この日のけんぼうかふえでした。

娘の「12条宣言」

安保法制が参院を通過する直前、娘ははじめて、東京の路上でスピーチしました。それを今号マガ

ジンのとくべつ付録で、ここに載せます。彼女が記録としてつづったブログから、スピーチを含む以下全文を。

わたしの12条宣言

今日の未明、ついに安保法案が参議院本会議で可決されました。

でもね、たくさんの人が「終わりじゃない。ここからはじまり」って言っているし、(そこがこれまでとは違う空気がする!) 私も、ここからが本番、って思ってます。

国民に誠実でない方法で憲法違反の法案を成立させる政治家のこと、やっぱり私は信頼できないな。

そしてそのような政治家が、法案を誠実に運用するとも思えないな。

だから、「ああ、もうだめだ」って目をつむってしまったら、それこそ相手の思うつぼなんです。

のど元過ぎれば熱さ忘れる方式で忘れちゃうことも、相手が望んでいることだよ。

憲法とこの国に住む人がないがしろにされたこの理不尽さを、私はしっかりと感じて記憶したいし、一人でも多くのひとに感じて、記憶してほしい。そして、次の選挙につなげたい。

憲法の中身を知ると、今起こっていることがどんなにへんてこりんか、理不尽か、よくよくわかります。

そのことを知ってほしくて母とつくった『わたしとあなたの・けんぼう BOOK』だけど、私、この前人生で初めて街角でスピーチしたんです。

この本をつくろうと思ったきもちについて、こんなふうに。

私がこの本の中で特に伝えたかったことは二つあります。

一つ目は憲法を守る義務があるのは国民ではなくて、総理大臣や国会議員や公務員や天皇陛下、といった私たち国民にはない権力をもつ人たちだということ。

彼らに一定の権力が与えられているのは、あくまでも国民が生活する場としての国を運営するためです。

だけど、権力というのは時として国民の望まない方向へと暴走していきがちだということは、数々の歴史が証明しています。

たとえどんな横暴な人間が政権をとったとしても、国民の自由と権利が守られるために、ないがしろにされないために、権力をしぼるための機能として、憲法が存在しているのです。

そのことを前提にして考えると、9割の憲法学者や、かつて内閣の憲法解釈を担ってきた元内閣法制局長や、法の番人と呼ばれる最高裁の元長官が違憲だといい、国民の8割が説明不足と感じ、6割が今国会での成立に反対だという安保法案が、このまま通ってしまうことを、私はおかしいと思います。

たとえ、もしもあなたが安倍総理を支持していて、安保法案の中身に賛成だとしても、やっぱりこんなやり方はおかしいよって声をあげる必要があると思います。

なぜって、一度こんなルール違反にOKを出してしまえば、この先あなたが支持しない人が総理になって憲法違反をしたとしても、文句が言えなくなってしまうからです。

この状況にあって、なおも立ち止まってくれない安倍内閣に、私たちは堂々と「おかしい!」と声をあげる権利がある、ということ、憲法は教えてくれています。

私はさっき、本の中で伝えたかったことは2つだと言いました。

もう一つは、この「おかしいと思うことに声をあげる」というのが、私たちの権利であると同時に、責任でもある、ということです。

憲法が命じる矢印の向きは、ほとんどが権力をもつ側にむけられています。12条は、私たち国民にむけて書かれた条文です。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

「不断の努力」というのは、絶え間のない努力、という意味です。

憲法が私たちに自由や権利を与えてくれているからといって、それにあぐらをかいて私たちが何もなくていい、なんてことはありません。

政治家は変なことはしないだろう、という根拠のない信頼感に頼っていたらだめだよ、今の自由や権利をこれから先も持ち続けていくためには、私たちが絶え間のない努力をしなくちゃいけないと、憲法は言っているのです。

そのことを、本の中では「12条する」と表現しました。

だから、権力をもつ側が、おかしいことをしようとしたときに、おかしい、って声をあげることは、立派な「12条する」なんです。

私は初め、スピーチしてって言われた時、とてもじゃないけど自分に出来る気がしませんでした。

今だって、怖いし緊張しています。

だけど、私の友達には、憲法を守る義務があるのは総理大臣や国会議員だということを知らない子もいます。

政府がルール違反をしようとしているときに、そのルール違反はおかしい、と政府に伝える責任が私たちにあるということを知らない子もいます。

そういう人、他にもたくさんいると思うんです。だから、そのことを知ってしまった者の責任として、そのことを知らない人へ伝える責任があると思ったから、今私はここでスピーチをしています。それが私の「12条する」ということなんです。

今この話を聞いてくださっている方の中に、もしもたった一人でも、安保法案に賛成でも、反対でも、よくわからなくても、自分の「12条する」はなんだろう？とふと考える方がいてくれるとしたら、私はとても嬉しく思います。

参議院での採決の過程によって、はからずも、あの日スピーチで言ったこと、けんぼうBOOKに書いたこと、それがそのまま証明されました。

私たちが「ちょっと待って、一旦止まって」と言っても、権力はその声を聞かず、ふりきってしまうことがあるんだね。

選挙で選んだら、あとはもう政治家に任せておいて大丈夫ってことじゃなくて、正当な手続きで選んだ人であったとしても、ルール違反をすることがあるんだね。

憲法がなんのためにあるのか、そしてなぜ憲法に12条の「不断の努力」があるのか、そのことがよ〜くわかりました。

だけど、このままだと、その憲法が機能不全になってしまいます。

ここから先、問われていくのは、主権者である私自身。次の参院選まで、このきもちを忘れないで持ち続けて選挙で示すこと。

忘れっぽい私が、忘れないでいるために。いろんな考えの人がいる中で、おもいを選挙に反映させるために。私は何をしたいこう。

それに、デモに行くまでではないんだけど、な

んかモヤモヤするって人ともつながりたいし、話したいな。

政治には無関心なんだよね、って人とも、つながる方法がないかなって考えたいな。

けんぼう BOOKは、そんな人にこそ読んでもらいたくてつくりました。それを、どうやって手渡していくことができるかな。

たとえすぐに答えが出なくても、私は考え続けることをやめないでいようと思う。

違和感もモヤモヤもまだ言葉にできないきもちも全部大切にしながら、進んでいこうと思う。

私が無関心であることが、権力をもつ側にとってはどうやら都合がいいらしいので、だから私はこれからも、おかしいことはおかしいって言おうっと。

そう決めた私の心は、自分でも意外なほど晴れ渡っているよ。

これが、わたしの、12条宣言。

mai works

2015.11.18

